

野村グループ サステナビリティ・ステートメント細則

インベストメント・マネジメント部門: 投融資におけるサステナビリティに関するポリシー

1.1 基本的な考え方

野村グループのインベストメント・マネジメント部門(以下「当部門」)は、お客様に長期的に優れたパフォーマンスを提供することを目的として、各種商品を取りそろえています。

企業がサステナブルな成長(持続的な企業価値向上)を実現するためには、ESGに関する課題に係るリスクを適切に管理するとともに、かかる課題の解決を新たなビジネス機会と捉えたうえで、適切に経営戦略に反映することが重要です。これは、投資者において持続的な投資リターンを達成する観点からも重要な要素であると認識しております。したがって、当部門では、お客様の資産を運用するにあたり、ESG要素への考慮を関連する投資プロセスに組み込むアプローチを採用しています。

1.2 ガバナンス

(1) 当部門のESG委員会は、当部門長が議長を務め、当部門所属の各子会社の代表者で構成されています。また、同委員会には、社内専門家も参加しています。

ESG委員会の責務は以下の通りとし、最低年1回開催します。

- 当部門所属の各社(以下「各社」)がESG要素をその投資プロセスに組み入れるために行う活動に関する支援
- 各社のESGポリシー(以下1.4に定義する)遵守状況のモニタリング
- 本ポリシーの定期的な見直し

(2) 各社には、同社のESGに係る取組みを取りまとめるESG担当者(他の職務と兼務することを妨げない)を置きます。

1.3 モニタリング

当部門は、ESG委員会を通じ、当部門におけるESG要素の考慮についての状況をモニタリングし、投資プロセスの見直しの支援に継続的に取り組みます。

1.4 位置付け及びスコープ

1.5は、各社が投資を行うにあたって遵守すべき枠組みを提示するものですが、各社が自らのESGポリシー(以下「各社のESGポリシー」)を定めている場合、当該各社には適用されないものとします。

1.5は、ESGに関連する商品を運用しているか否かにかかわらず、各社が遵守すべき枠組みを提示するものです。よって、ESGに関連する商品を運用・販売する各社においては、当該商品の運用・販売の観点から必要となる個別のルールを別途各社で定めます。

1.5 ESG要素の考慮に関する投資アプローチ

各社の各運用チーム(以下「各運用チーム」)は、それぞれの投資哲学や投資戦略に応じた最適な

アプローチを選択します。

当部門は、長期投資の観点から投資プロセスにESG要素を組み入れる最も効果的な方法は、各運用チームが自らESG要素を調査し、投資プロセスにおいて考慮すべき他の要素を併せて組み入れるアプローチであると考えています。このような観点から、ESGに関連する商品においては、各運用チームは、各々の投資哲学、投資戦略にとって最適な投資方法、リスク・リターン特性を改善する可能性のあるESG分析方法、投資先企業ごとの分析・評価方法、またその結果をポートフォリオ構築においてどのように活用するか等を計画し、実行します。

1.6 柔軟性

当部門では、各社が、その事業の性質に照らし、独自のESGの取組方法をとることがあります。

1.7 施行時期

制定日は、2023年1月31日とします。

各社でESGポリシーを定める場合は、次の調達ラウンドまでに整備するほか、既にお客様の資金をお預かりしてファンド運用を行っている各社については、次ラウンドの資金募集に合わせてESGに関する考え方を見直すことを妨げないこととします。

(2023年1月31日制定)